



~これまでも これからも~
社協イメージキャラクター
ふれあいマーちゃん

笑顔ひろがる地域づくり



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国・都道府県・市区町村を単位に設置された「民間の福祉団体」です。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めるため住民、ボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加・協力を得て地域福祉事業を推進しています。

福山市社会福祉協議会は、1953年（昭和28年）1月に設立、1968年（昭和43年）3月に法人化しました。



住民による移動販売活動



災害ボランティア活動(福山市大雨災害における支援活動)



福祉教育



サロン活動



子育て支援活動



地域住民の交流活動

第3期「地域福祉活動計画」(ボランティア活動推進計画)

地域共生社会をめざした地域づくりのために社協が取り組む5か年プランを2022年(令和4年)3月に策定しました。



**支え合いながら すべての市民がいいきと心豊かに
安心して暮らせる共生のまち ふくやま**

基本方策1 地域で、気軽に出会い集うためのきっかけづくりをすすめます。

基本方策2 複雑・多様な相談に対応するため、分野を超えた専門機関や団体が連携し、相談支援体制づくりをすすめます。

基本方策3 お互いを尊重し、身近な地域で支え、助け合い、つながり続ける仕組みをつくりまします。

福祉のまちづくり課(ボランティアセンター)

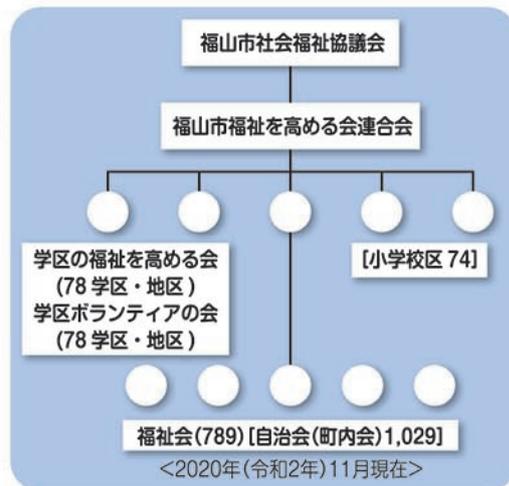
学区の福祉を高める会

社協は、「福祉のまちづくり」のため、小地域における福祉課題の解決や先駆・開発的な福祉活動を展開していく組織として、小学校区単位に「学区の福祉を高める会」を、また、自治会(町内会)単位に「福祉会」を結成しています。

さらに、学区の福祉を高める会と協働して活動する「学区ボランティアの会」を結成し、地域ぐるみの活動を展開しています。

[活動事例]

- *ふれあい・いきいきサロン *おもちゃサロン *喫茶店風サロン
- *小地域福祉ネットワーク活動 *給食サービス *一人暮らし高齢者訪問
- *三世代交流 *地域ふれあい行事 *学区福祉だよりの発行 など



ボランティアセンター

「ボランティア活動に参加したい人」と「ボランティアの支援を求める人」の橋渡しを行います。また、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりと、地域におけるボランティア活動の活性化を図っています。

- ボランティア相談 ●受給調整 ●情報の収集と提供
- 広報活動 ●調査・研究 ●養成・研修 他

その他にも、活動中の事故等を補償するための「ボランティア保険」の手続きを行っています。

—学区の福祉を高める会 構成団体(例)—

福祉会 自治会(町内会) ボランティアの会
民生委員・児童委員 老人クラブ 女性会 子ども会
PTA 公衆衛生推進員 食生活改善推進員
運動普及推進員 青少年育成員 障がい児者団体 など

各種ボランティア養成講座

福山市要約筆記ボランティア講習会

「要約筆記」とは、難聴・中途失聴の方に話の要点をその場で文字にして伝える筆記通訳です。紙に筆記したり、パソコン・OHCといった機材を使い情報を伝えます。

この講習会では、要約筆記を通じて難聴・中途失聴の方とのコミュニケーションの手段を学びます。

福山市手話講習会

手話を通じて、聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションの手段を学びます。

福山市点訳ボランティア養成講座

視覚障がい者の方への点字図書の増冊・普及や、点字図書の翻訳・作成などを学びます。

ふれあい・いきいきサロン

高齢者や体の不自由な人等が身近な集会所等につどい、ボランティアと利用者(当事者)が協働で企画・実施していく、楽しく気軽な仲間づくりの場です。

現在では、約590カ所に「サロンの輪」が広がっています。

生活支援コーディネーター

2016年(平成28年)4月に福山市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターの配置に係る業務を福山市から受託しました。

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組み(地域共生社会の実現)のためのお手伝いをします。

おもちゃサロン

子育て中の保護者の方に、「ホッと一息つける場所を提供したい!!」という思いで、2003年(平成15年)から実施しています。

公民館等で、子どもはおもちゃで楽しく遊び、保護者同士やボランティアと交流を行っています。

小地域福祉ネットワーク活動

住民相互の助け合い・ふれあい活動を基本に、「福祉を高める会」と「ボランティアの会」を中心に、民生委員・児童委員と連携を図りながら活動しています。

対象者(世帯)とボランティアが1対1で関わるのではなく、チームをつくり分担して取り組んでいます。

福祉のまちづくり課 (ボランティアセンター)



認知症ひとり歩き SOSネットワーク

認知症等が原因で、外出したまま帰宅できなくなり行方不明になることがあります。事前登録制度の充実やメール配信サービスへの登録呼びかけにより、早期発見や認知症の周知・啓発を目的に取り組んでいます。



災害時のボランティア活動の 支援体制づくり

災害時における関係機関・団体のネットワーク(福山災害ボランティア連携協働会議)において災害ボランティアセンターの運営訓練をおこないます。また、被災地と情報を共有し、被災地に必要な支援・ボランティア活動につなげます。



福祉教育

次代を担う子どもたちに、福祉・ボランティアへの理解と関心を深めてもらえるよう、手話・点字・アイマスク・車いす・高齢者疑似体験等の体験学習に取り組んでいます。



子どもの居場所支援

地域における子どもの居場所づくりや学習支援、不登校等の課題を抱える子どもたちへの家庭支援などを行います。



手話相談(市委託)

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の生活などの様々な相談、情報提供を手話で行います。

- 時間 月～金曜日(年末年始・祝日を除く)
- 場所 福山すこやかセンター 総合相談室



夏・ボランティア体験

中学生・高校生などを対象に、福山市地域福祉貢献活動協議会に加入している福祉施設・事業所などの協力を得て、夏休みを利用したボランティア体験学習の機会を提供し、思いやりの心を育みます。



ふれあい福祉まつり



福祉への理解と関心を深めてもらえるよう、福祉団体、福祉施設、ボランティア等の協力で開催しています。また、新市、沼隈内海、神辺でも、「福祉まつり」を開催しています。



ふくやま福祉だより 「ほほえみ」

1973年(昭和48年)から、広報紙を発行しています。

●発行月 奇数月末頃(年6回)

●自治会(町内会)を通じ回覧

※目の不自由な方に、ふくやま福祉だより「ほほえみ」や「広報ふくやま」等の録音テープやCD・点訳を行っています。希望される方はご連絡ください。



福山市地域福祉 貢献活動協議会



市内の社会福祉法人が連携して「地域における公益的な取組み」を進めるために設立。2018年11月からは、参画法人に『くらしの相談窓口』を開設し、身近な相談窓口として取り組みを進めています。

専用HPも開設!

福山市地域福祉貢献活動協議会

検索



福山市福祉・介護人材確保等 総合支援協議会

市内の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取り組みとして、「就職面談会」や中高生を対象に福祉・介護施設を見学する「バスツアー」等を開催。また福祉・介護の現場で働いている方を「福祉・介護職 男子・女子」(愛称『ふくろーず』)に委嘱し、小中学校等での出張授業や就職面談会等で福祉・介護職の魅力をPRしています。



おもちゃ図書館

発達に遅れがあったり、心身に障がいがあるためにうまく遊ぶことができなかつたり、人との関わりが苦手な子どもたちが、「おもちゃ」で遊ぶことによって、「いきいきと楽しい”時間を過ごしてもらおう場所です。

- 場 所** 福山すこやかセンター2階
- 時 間** 9:00~12:00 13:00~16:00
- 利 用** 障がい児と保護者のみで利用できる日
火・木曜日と土曜日の午前中
どなたでも利用できる日
月・水・金曜日と土曜日の午後
- 料 金** 無料
- 休 館** 日曜日・祝日・第1月曜日
- その他** 申込不要
※必ず保護者同伴でお願いします。



DVD無料貸出

「地域を支える住民活動」紹介DVD

福山市社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン活動」や「小地域福祉ネットワーク活動」「ボランティア活動」を推進しています。こうした取り組みが発展し、住民主体による支え合い・助け合いの活動が生まれています。このDVDでは、住民主体による「支え合い・助け合い」を実践している5つの地域をご紹介します。

福山市を舞台にした映画「泣きながら笑う日」DVD

映画「泣きながら笑う日」は、障がい児者の福祉・教育の理解と啓発のため、「泣きながら笑う日」制作委員会の熱意と努力と多くの方々からの善意の募金が結び合って、1976年(昭和51年)に制作されました。この作品は、難聴児の子どもをもつ若い夫婦の愛情と苦闘の日々を描き“人の痛みを知る心”“人間の愛情の尊さ”を伝える感動の映画です!



子ども健全育成支援事業

子どもをめぐる問題には

子どもの養育相談、子どもの居場所づくりや学習支援、不登校等の課題を抱える子どもたちへの家庭支援などを行います。



住み慣れた地域で安心して暮らしたい! 安心生活見まもりセンター

安心生活見まもりセンターは、「権利擁護支援センター」と「障がい者基幹相談支援センター(クローバー)」の総称です。



成年後見制度利用促進中核機関 権利擁護支援センター

中核機関とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分で、契約や財産管理が困難な方を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう「地域連携ネットワークの中核となる機関」(成年後見制度の利用促進を主導する機関)です。

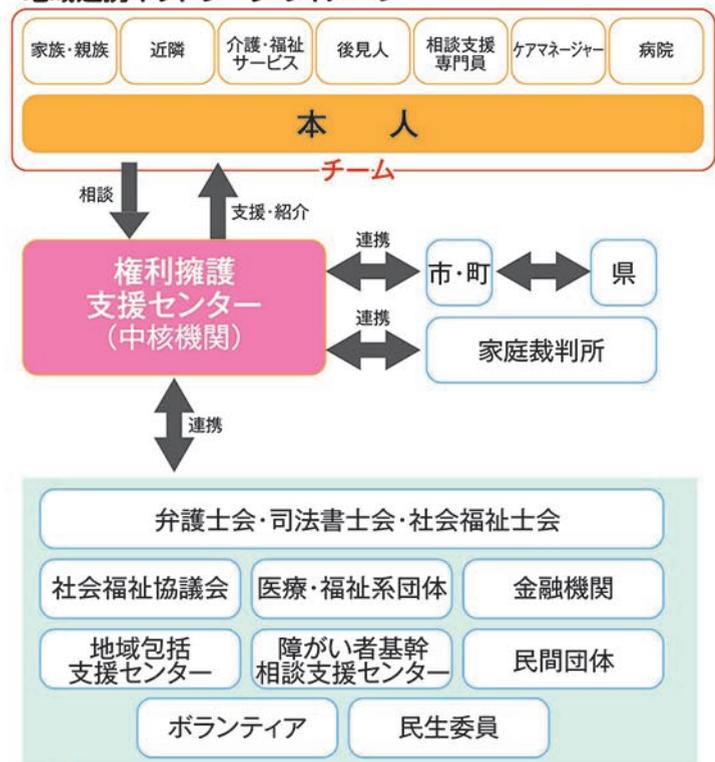
■権利擁護支援

成年後見利用促進法に基づく中核機関として、成年後見制度の普及、啓発や相談支援を行います。
※成年後見制度についての無料相談会を毎月1回開催しています。

■成年後見利用支援

成年後見制度の利用手続きや費用などについて詳しく説明し、申立手続き等のお手伝いをします。また、社会福祉協議会が法人として後見人活動を行います。

地域連携ネットワークのイメージ



市民後見人養成・支援

成年後見制度の新たな担い手として「市民後見人」を養成するとともに活動支援を行います。



子ども発達相談

発達に課題がある方、ご家族、関係者からの相談をお受けします。学齢期以降の方が対象です。(要予約)
相談は無料です。秘密は厳守します。



生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長、促進を図り、安定した生活を送れるよう支援をします。

※貸付には、一定の要件があります。



障がい者基幹相談支援センター (クローバー)

- 障がい者総合相談
- 相談支援事業所の連携・指導・助言
- 障がい者総合支援協議会の運営



福祉サービス利用援助事業 「かけはし」

ひとりでものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援を行います。



一般・特定相談支援事業所

障がいのある方やご家族からの地域の障がい福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

また、指定の種類に応じて次の事業を行います。

【一般相談支援事業所】

入所または、入院している障がい者の地域における生活への移行や、障がい者の地域での生活を支援します。

【特定相談支援事業所】

障がいのある方等が、障がい福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



障がい者虐待防止センター

虐待を受けた人・見聞きした人は、障がい者虐待防止センターまで連絡してください。連絡は匿名でもかまいません。

障がい者に対する虐待の防止・早期発見・迅速な対応など、適切な支援を行います。また、障がい者虐待を防止するための体制を構築し、啓発活動を行います。

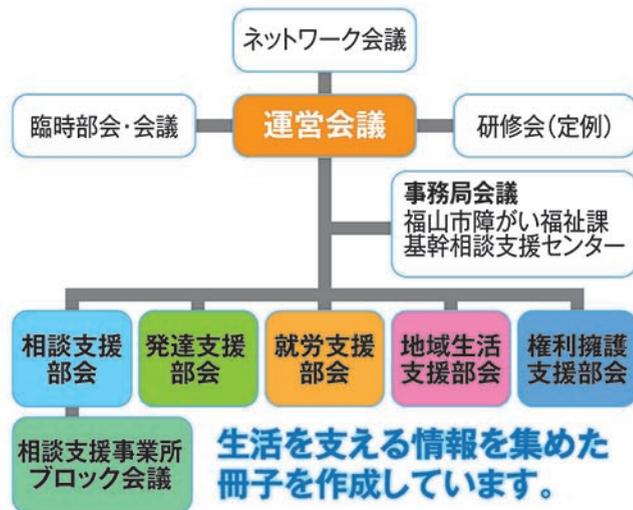
秘密は厳守します。

- ・障がいのある方への虐待に関する通報及び届出の受理
- ・養護者・福祉施設従事者・使用者による障がいのある方への虐待の防止
- ・虐待を受けた障がいのある方の保護のための相談、指導及び助言



福山市障がい者総合支援協議会

福山市障がい者総合支援協議会は「障がいのある人が、地域で普通に暮らせる街づくり」のため、関連する多分野、多職種の関係者が集まり、地域の現状把握や情報共有、さらには必要な情報発信や福祉のネットワークづくり、社会資源の開発や改善を目的に活動しています。



福祉サービスの利用で必要なときの相談窓口を冊子にまとめていますのでご活用ください。

ホームページからのダウンロードも可能です。



常設相談(無料)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための専門職が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

●相談時間 午前9時から午後5時 ※年末年始を除く

内容・連絡先	相談日							
	月	火	水	木	金	土	日	祝日
成年後見相談 ☎084-928-1353・☎084-928-1331 電話や窓口で成年後見制度に関する相談や利用するための手続きや申立に関するアドバイスをしています。	→							
障がい者総合相談 ☎084-973-0968・☎084-926-7111 障がいのある方に関する相談を専門相談員がお受けします。	→							
障がい者虐待相談 ☎084-928-1354・☎084-926-7111 障がいのある方への虐待に関する相談をお受けします。	→							

生活困窮者自立支援センター(すまいる・ねっと・ワーク福山)

経済的な面で生活にお困りの方は、まず相談を…

失業や病気などさまざまな問題により、経済的な面で生活に困っている方、ひとりで悩まずご相談ください。

どうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら解決に向けてのサポートを行います。



自立相談支援事業

生活をめぐる問題には

経済的な面で生活にお困りのご家族のさまざまな課題に対し、支援員が寄り添いながら持続的に支援します。



就労支援事業

仕事をめぐる問題には

面接技術や履歴書の書き方、ハローワークとの連携、就労後のフォローなど仕事に関係する支援を行います。



住宅確保給付金相談

家賃をめぐる問題には

離職などにより住宅を喪失または喪失のおそれのある方に家賃を支給する住居確保のための給付金利用の支援を行います。

※一定の条件・審査があります。



家計改善支援事業

家計をめぐる問題には

家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度利用に向けた支援、債務整理に関する支援を行います。

自立
までの

STEP

相談から就労や生活の安定・自立までを
相談支援員・就労支援員がサポートします。



秘密厳守します
まずは、ご相談から

STEP1

まずはあなたの課題を
整理しましょう。

相談支援員が親身にご相談をお受けします。担当制なので安心してお話しいただけます。

どのように解決するのか、どのような支援ができるのかを提案し、計画を立てて状態の改善を一緒に目指しましょう。

STEP2

今ある課題を
ひとつずつ
解決していきましょう。

各種支援関係機関と連携し、みなさまひとり一人の課題解決に向けて連絡・調整・必要な手続きのお手伝いをします。

就職活動では、就労支援員が応募書類の書き方や面接の受け方、ハローワークとの連携など、あなたのニーズに合わせた就労支援を行います。

STEP3

課題解決を通して、
生活の安定・自立を
めざしましょう。

支援員とともに課題を解決しながら、就職などを通じて、生活の安定・自立をめざしましょう。



介護サービス課

在宅福祉サービス事業

ケアプランの作成

介護保険の要介護の認定を受けられた方に、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者の心身の状況や家族環境等を考慮し、ケアプラン（介護サービス計画）を作成し、必要な介護サービスの利用をお手伝いします。

その他のサービス

- 介護認定の新規・更新申請手続き
- 介護保険に関する相談

ホームヘルパーの派遣

介護保険の要介護・要支援の認定を受けられた方・障がい福祉サービス事業の居宅介護等の支給決定を受けられた方に、ホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し、サービス提供を行います。

サービス内容

- 身体介護**
入浴・排せつ・食事等の介護
- 生活援助(家事援助)**
調理・洗濯・掃除等の日常生活の援助
- 移動支援**
障がい者(児)の方で移動支援の支給決定を受けられた方に、外出をする際の移動の介助を行います。

要介護認定調査事業(指定市町村事務受託法人)

指定市町村事務受託法人として、福山市から委託を受けて、要介護認定調査(新規・更新等)を公正・中立的立場で適正に実施します。

「てごすけ」(介護保険外サービス)

「てごすけ」愛称の由来

備後弁の「てご」をすると助けるの「助」で、「てごすけ」

【対象者】

介護保険で社協のホームヘルパー利用者
(これにあたらぬ方でもご相談に応じます。)

【内容】

介護保険に該当しない業務で、ホームヘルパーの専門性が必要なサービス。

例えば…

- 病院等の付き添い
- 入院中の洗濯・買物、家族不在時の見守り話相手 など



【時間】

8時～18時

【料金】(税込)

- 1時間まで …………… 2,200円
- 1時間から1時間30分 …………… 3,080円
- 以降、30分ごと …………… 880円
- ※土・日・祝日の利用は1回300円増
- ※12/29～1/3の利用は1回500円増

募集しています!!

■未使用・使用済カード

(図書カード等のプリペイドカード)

買取業者で換金し、地域福祉活動(ボランティア事業)へ活用しています。

■リングプル

再生業者に引き渡し、その売上金で貸出事業の福祉機器(車いす等)を購入しています。

■書き損じハガキ

郵便局で新しいハガキと交換し、ボランティアへの通信用として活用しています。

■新しいおもちゃ

おもちゃサロン・おもちゃ図書館で活用しています。

■未使用・使用済切手

未使用切手は、社協の通信用として活用しています。

その1 使用済切手は、「誕生日ありがとう運動本部」(神戸市)へ届けています。

その2 使用済切手は、社協が業者へ売却し、ボランティア(支え合い・助け合い)活動の資金として活用します。

■使用済インクカートリッジ

買取業者で換金し、地域福祉活動(ボランティア事業)へ活用しています。

■その他

・レクリエーション機材 など



総務課

自主財源

社協の地域福祉活動の財源は、主に特別・賛助会員からの会費、香典返し等の寄付金、地域福祉活動協力金、共同募金などを活用しています。

より充実した活動展開ができるよう、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



～これまでも これからも～

社協イメージキャラクター
ふれあいマーちゃん

■会費

社協の基盤強化を図り、地域福祉活動をより充実させていくため、個人・地域組織・企業等の皆様に会員制度への加入をお願いしています。

お寄せいただきました会費は、福祉を高める会、サロン、小地域福祉ネットワーク・ボランティア等、皆様のより身近な活動に活用しています。

年会費	賛助会員	1口	500円
	特別会員	1口	5,000円

※特別会員は、所得税法の税額控除がうけられます。

■地域福祉活動協力金

地域共生社会をめざし、地域課題を自分の事として捉え、解決に向けて地域全体で協力し合える「我が事・丸ごと」の地域づくり実現のため、会員制度と合わせて世帯単位で年間100円を目安に「地域福祉活動協力金」をお願いしています。

地域での自主的な活動や地域特有の課題を解決するための財源として活用しています。

■寄付金

香典返し・見舞い返し・バザー収益等の寄付金は、広報紙ふくやま福祉だより「ほほえみ」に掲載報告し、地域づくりの活動に活用しています。

福山市共同募金委員会

社協は、福山市共同募金委員会の事務局として、毎年10月から3月まで募金活動を行っています。

集まった募金は、広島県共同募金会に全額送金し、地域の福祉施設・ボランティア団体等へ助成しています。

福山市内では、社協を通じ、学区の福祉を高める会が実施する、ふれあい・いきいきサロンなど、地域で行う福祉活動推進のための各種事業へ活用しています。



愛ちゃん と 希望くん



社協特別会費が「寄付金」該当!!

2012年(平成24年)1月1日より、特別会費が寄付金として対象となりました。

これにより、社協特別会費にご協力いただきました会員の方は、確定申告によって次の限度内での所得税法の税額控除が受けられます。

この額が
所得税から
控除されます。

(特別会費-2,000円)×40%=控除対象額

※特別会費の支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象金額となります。

※控除対象額は、所得税の25%を限度

社協特別会費にご協力いただきました際の「領収書」と「税額控除を受けられる法人である旨の証明書」の写しを添付し、是非、この優遇制度をご利用ください。

※証明書の写しは、社協HPに掲載しています。

福祉・ボランティア・権利擁護・介護に関するご相談は社協へ



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

〒720-8512
福山市三吉町南二丁目11番22号
(福山すこやかセンター内)
☎084-928-1330(代)・☎084-928-1331
✉f-shakyo@blue.ocn.ne.jp
🌐https://www.f-shakyo.net/



総務課

☎084-928-1330・☎084-928-1331

- 事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行をおこなうための組織管理
- 寄付金の受付、会費、地域福祉活動協力金 ●日本赤十字社、共同募金委員会に関する事務を所管

福祉のまちづくり課

☎084-928-1333/1334・☎084-928-1331

- 地域福祉の推進(ふれあい・いきいきサロン・おもちゃサロン・福祉教育・小地域福祉ネットワーク活動 他)
- 広報活動(ふくやま福祉だより「ほほえみ」発行等) ●社会福祉法人による地域における公益事業の推進
- 福山すこやかセンター総合相談業務・施設使用申請受付業務 ●福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取組の推進

ボランティアセンター

☎084-928-1346・☎084-928-1331

- ボランティア活動の推進(ボランティア相談・需給調整・情報提供・養成・研修 他)

安心生活見まもりセンター

☎084-928-1353・☎084-928-1331

- 成年後見制度関連事業(法人後見事業の実施・市民後見人養成講座の実施・地域連携ネットワークの構築)
- 生活福祉資金の貸付制度 ●福祉サービス利用援助事業「かけはし」
- 障がい者基幹相談支援センター事業 ●障がい者虐待防止センター事業 ●一般・特定相談支援事業所の運営 他

障がい者基幹相談支援センター

☎084-973-0968・☎084-926-7111

障がい者虐待防止センター

☎084-928-1354・☎084-926-7111

権利擁護支援センター

☎084-928-1353・☎084-928-1331

相談支援事業所

☎084-928-1358・☎084-926-7111

生活困窮者自立支援センター(すまいる・ねっと・ワーク福山)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号(福山市役所本庁舎1F)
☎084-928-1241・☎084-959-2155

- 自立相談支援 ●就労支援事業 ●住居確保給付金事業 ●子ども健全育成支援事業 ●家計改善支援事業
- 市生活福祉資金

介護サービス課

- 介護保険・障がい福祉サービス事業 ●その他の在宅福祉サービスの実施(制度・自主) ●ケアプランの作成
- ホームヘルパーの派遣 ●要介護認定調査事業(指定市町村事務受託法人)

訪問介護事業所

☎084-928-1335・☎084-928-1336

居宅介護支援事業所

☎084-928-1337・☎084-928-1336

認定調査センター

☎084-928-1356・☎084-928-1336

各事務所

新市事務所

〒729-3103 福山市新市町新市1061番地1(福山市新市支所内)
☎0847-52-5115・☎0847-40-3143 ✉f-shiniti@zb.wakwak.com

北部分所

〒720-1132 福山市駅家町大字倉光37番地1(北部市民センター内 2階)
☎084-976-7050・☎084-976-7051

神辺事務所

〒720-2123 福山市神辺町川北1151番地1(かななべ市民交流センター内)
☎084-963-3366・☎084-960-0086 ✉kannabe-shakyo@eos.ocn.ne.jp

神辺老人福祉センター

〒720-2121 福山市神辺町湯野7053番地4 ☎084-963-2611・☎084-966-3225

松永事務所

〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号(福山市西部市民センター内 2階)
☎084-930-4110・☎084-930-4192 ✉f-shakyo-matsunaga@blue.ocn.ne.jp

沼隈内海分所

〒720-0392 福山市沼隈町草深1889番地6(福山市沼隈支所内)
☎084-980-7722・☎084-980-7723

東部事務所

〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号(福山市東部市民センター内)
☎084-948-0766・☎084-948-0769 ✉f-shakyo-toubu@dune.ocn.ne.jp